

第2章 健康・福祉

この章の施策の推進方針

「安全・安心なまち」と実感できるように

- ・全ての人が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービス・住環境※などの充実のほか、社会保障制度の適正な運営に努めます。また、住民・関係機関・行政がともに連携して、高齢者・障害のある人などが、地域で自立した生活を送ることができるように、セーフティネットの充実に努めます。

「子育てがしやすいまち」と実感できるように

- ・妊娠から出産・子育てと、継続した支援体制とサービスの充実に努めます。また、全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりに努めます。

「つながりのある元気なまち」と実感できるように

- ・一人一人の個性や能力を生かして暮らし続けることができるよう、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など全ての人が、地域の中で支えあう仕組みづくりに努めます。

「自然・環境に恵まれたまち」と実感できるように

- ・高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など全ての人が、それぞれ朝霞の豊かな自然に触れ合うことができる場や機会を提供できるように努めます。

1 子育て支援・青少年育成

(1) 幼児期等の教育と保育の充実

- ① 幼児期等の教育・保育の充実
- ② ライフスタイルに応じた子育て支援の充実
- ③ 質の高い教育・保育の提供

(2) 子どもたちが健やかに育つ環境づくり

- ① 子どもの人権の尊重
- ② 特別な配慮が必要な子どもへの支援
- ③ 地域の中の子どもの居場所づくり
- ④ 子どもが成長するための活動の支援

(3) 子育て家庭を支えるための環境づくり

- ① 全ての子育て家庭を支える環境づくり
- ② 地域における子育て支援の充実
- ③ 子どもの安全・安心な環境づくり

(4) 青少年の健全育成の充実

- ① 青少年健全育成体制の整備
- ② 青少年育成事業の推進と自主的活動の促進
- ③ 非行防止活動の推進

2 高齢者支援

(1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援

- ① 健康づくりと介護予防の推進
- ② 趣味の活動や多世代交流の促進
- ③ 社会参加と就業の支援

(2) 自立のためのサービスの確立

- ① 介護保険制度の円滑な運用
- ② 介護サービスの充実
- ③ 福祉サービスの充実

(3) 安全・安心な生活ができる環境の整備

- ① 地域での見守り体制の確立
- ② 暮らしやすい住まいづくり
- ③ 高齢者の尊厳の確保

3 障害者支援

(1) 共生社会※の実現

- ① ノーマライゼーション※の理念の普及
- ② 権利擁護※の支援

(2) 地域における自立生活支援

- ① 各種相談及び制度に関する情報提供
- ② 障害福祉サービスの充実
- ③ コミュニケーション支援の促進

(3) 自立した社会生活・就労支援

- ① 自立生活を支える就労支援
- ② 多様な就労機会の確保及び情報提供

4 地域福祉・社会保障

(1) 地域福祉の推進

- ① 地域福祉推進体制の充実
- ② 地域における自主的な活動への支援
- ③ 福祉サービス利用者の権利擁護※

(2) 社会保障制度の運営

- ① 国民健康保険制度の円滑な運営
- ② 高齢者医療制度の運営支援
- ③ 国民年金制度の普及・啓発
- ④ 生活困窮者などの福祉の充実

5 保健・医療

(1) 健康づくりの支援

- ① 健康づくり活動の促進
- ② 健康づくりの体制整備
- ③ 健康増進センターの利用促進

(2) 保健サービスの充実

- ① 母子保健の充実
- ② 健康増進対策の充実
- ③ 歯科保健の充実
- ④ 精神保健の充実
- ⑤ 予防接種の充実
- ⑥ 健康危機管理の充実

(3) 医療体制の充実

- ① 地域医療の充実
- ② 救急医療体制の充実
- ③ かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発

1 子育て支援・青少年育成

- (1) 幼児期等の教育と保育の充実
- (2) 子どもたちが健やかに育つ環境づくり
- (3) 子育て家庭を支えるための環境づくり
- (4) 青少年の健全育成の充実

現状と課題

- 子どもを保育園などの保育施設に預ける必要のある世帯が増加傾向にある中で、市民の生活スタイルが多様化し、保育に対するニーズも様々なものがあることから、子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育の見込量の確保及び実施時期を定め、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう取り組むことが必要です。また、放課後児童クラブ※においても同様に、保育需要が増加傾向にあることから、受け入れ枠を拡大する等の取組が必要です。
- 全ての子どもが個人として尊重され、健やかに育ち、自立していけるように、子どもの権利を尊重する意識の啓発に努めるとともに、子どもの権利や利益を保護する仕組みづくりが必要です。
- 児童虐待に関する相談・対応が増加傾向にあり、相談内容も複雑・困難化する状況にあります。児童虐待防止には、早期発見・早期支援が重要であることから、関係機関の連携により、地域において、継続的かつ専門的支援をより充実させていく必要があります。
- 多様な年齢層に対応した子どもたちの居場所づくりを進め、子どもが健やかに育つ環境をつくる必要があります。
- 全ての家庭が安心して子育てができるように、相談体制の充実のほか、子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、こども医療費※等の助成を行うとともに、子育て支援センター※などを活用した子育てネットワークの充実が必要です。
- 社会状況の変化により、青少年の社会性の獲得や自立がますます困難になり、地域では「子ども会」離れなど、青少年健全育成を推進していく基盤となる子ども・青少年と地域とのつながりの希薄化が懸念されています。青少年の地域社会への帰属意識を醸成するとともに、青少年の社会参加意識を高めていくことが課題となっています。
- 家族構成や生活形態の変化などにより、子どもたちの自主性や創造性、社会性を育むための様々な活動の場や地域における体験学習や交流などを行う機会が減少し、子どもと地域社会との関わりが希薄になっています。また、情報通信機器の普及などの影響により、他者とコミュニケーションすることが困難な子どももあり、子ども同士や地域の人々との関わりの機会を提供することが必要です。
- 引きこもりや社会への不適應により、社会に居場所のない若者や自立した生活が困難な若者がおり、家庭・学校・地域の連携した支援が必要です。

目指す姿

全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるとともに、子どもの権利が守られ、全ての子どもが安心して健やかに育つまちを目指します。

また、子育てに関する相談を気軽にできるなど、全ての家庭が安心して子育てをすることができるまちを目指します。

学校、家庭、青少年の育成に係る市民団体などとの協働※による青少年健全育成活動が推進され、青少年が健全に育つまちを目指します。

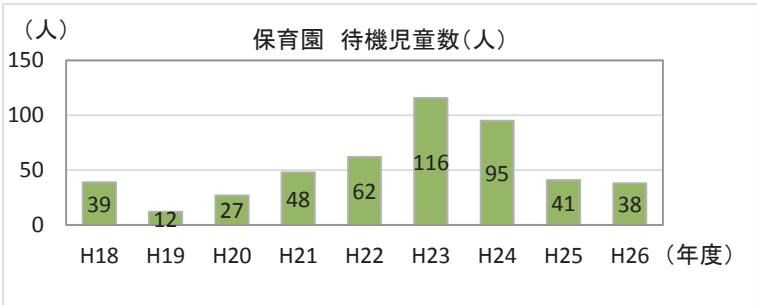
具体的な施策

（１）幼児期等の教育と保育の充実 主担当課：保育課

- ①幼児期等の教育・保育の充実
- 待機児童*の解消を図るとともに、幼児期の教育・保育の充実、地域型保育事業*などの充実に努めます。また、放課後児童クラブ*の充実に努めます。
- ②ライフスタイルに応じた子育て支援の充実
- 多様な子育て支援策として、ファミリーサポートセンター*、延長保育*、一時保育*事業、休日保育*事業などの充実に努めます。
- ③質の高い教育・保育の提供
- 保育士や幼稚園教諭の資質向上に向けた研修の実施を推進するとともに、処遇の改善などに努めます。

指標	保育園待機児童*数	
	保護者の就労等の理由により、保育に入園申請をしたにもかかわらず、入園することができなかった児童数	
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
38 人 (H26 年度)	0 人	0 人

成果指標の推移



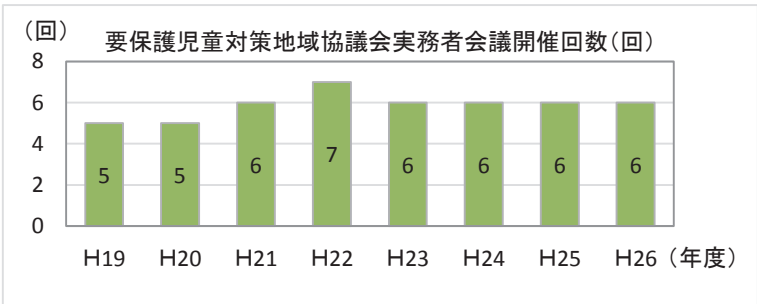
注：各年 4 月 1 日現在
資料：保育課

（２）子どもたちが健やかに育つ環境づくり 主担当課：こども未来課、保育課

- ①子どもの人権の尊重
- 子どもの命や権利が尊重されるように、子どもの権利や利益を保護していく仕組みづくりを検討していきます。
 - 関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応による重症化防止や緊急度、危険性が高い事例への対応が行えるよう、要保護児童*対策の推進を図ります。
- ②特別な配慮が必要な子どもへの支援
- 育成保育や障害児放課後児童クラブ*などの充実に努めることで、障害の有無にかかわらず、子どもの健やかな成長を促します。
 - ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当*の給付やひとり親家庭等医療費*の助成などの支援に努めます。

指標	要保護児童*対策地域協議会実務者会議開催回数	
	要保護児童*などの適切な保護又は適切な支援を図るため、開催された要保護児童*対策地域協議会実務者会議の回数	
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
6 回 (H26 年度)	6 回	6 回

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし
資料：こども未来課

- ③地域の中の子どもの居場所づくり
- 地域における子どもの居場所づくりとして、児童館の整備やふれあい推進事業などの充実に努めます。
- ④子どもが成長するための活動の支援
- 子どもたちが、遊びや体験、交流を通して健やかに成長できるように、また、安心して、様々な活動に参加できるよう、プレーパーク、子ども会やボーイ・ガールスカウトなどの様々な活動の支援に努めます。

(3) 子育て家庭を支えるための環境づくり 主担当課：こども未来課、保育課

①全ての子育て家庭を支える環境づくり

- 子育て家庭を支援するため、児童相談体制を充実させるとともに、家庭児童相談や電話相談の充実に努めます。
- 全ての家庭が安心して子育てできるよう、児童手当*の給付やこども医療費*の助成など、経済的支援に努めます。

②地域における子育て支援の充実

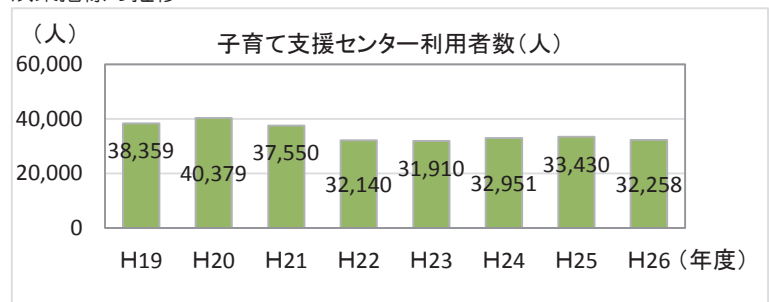
- 地域における子育て支援策として、子育て支援センター*や児童館など、気軽に集まれる場の充実に努めます。
- 世代を越えた高齢者と児童の交流事業を推進します。

③子どもの安全・安心な環境づくり

- 子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、「青少年を守り育成する家*」の設置に努めます。

指標	子育て支援センター※利用者数	
子育て中の親子の交流の場として、各種事業や子育てに関する相談を行っている子育て支援センター※の利用者数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
32,258 人 (H26 年度)	34,000 人	34,000 人

成果指標の推移



注：平成 18 年度はデータなし
資料：保育課

(4) 青少年の健全育成の充実 主担当課：こども未来課

①青少年健全育成体制の整備

- 青少年の健全育成の重要性に対する市民の意識を高めるとともに、関係団体の活動に対する助成を行い、関係団体、学校、事業所などと連携して、「青少年を守り育成する家*」を増やすなど、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

- 生きづらさがあり、自立を困難にしている若者に対する支援を行うため、実態の把握などについて検討します。

②青少年育成事業の推進と自主的活動の促進

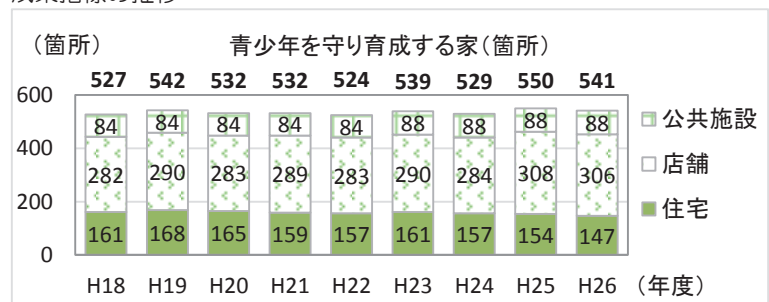
- 青少年のリーダーの育成を図るとともに、青少年のボランティア活動や子ども会活動などの自主的活動を促進します。

③非行防止活動の推進

- 青少年の行動に対する課題を把握し、市民の理解を得ながら、関係団体、学校、事業所などと連携し、地域全体で環境浄化活動などの非行防止活動を推進します。

指標	青少年を守り育成する家※の数	
青少年を守り育成する家※の趣旨に賛同し、協力する当該年度の住宅・店舗・公共施設登録数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
541 箇所 （H26 年度）	580 箇所	600 箇所

成果指標の推移



資料：こども未来課



園庭で遊ぶ保育園児



障害児放課後児童クラブ※

2 高齢者支援

- (1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援
- (2) 自立のためのサービスの確立
- (3) 安全・安心な生活ができる環境の整備

現状と課題

- 今後 10 年間は、比較的緩やかに高齢化が進行するものの、65 歳以上の高齢者のうち、要介護状態となるリスクが高くなると考えられている 75 歳以上の人口は、急速に増加するものと見込まれており、介護が必要となる方、認知症の方が増加することに加え、核家族化など、世帯構造の変化も伴い、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増加すると考えられます。

このため、元気高齢者であり続けるため、自らの心身の健康管理に努めること（自助）、地域住民や友人、ボランティアによる支え（互助）、介護保険などによる適切なサービス（共助）、低所得者などに対する行政の支援（公助）の有機的な連携による、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組む必要があります。

目指す姿

「みんなで支えあい いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち 朝霞」の基本理念のもと、いくつになっても安心して住み慣れた地域で生活できるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援 主担当課：長寿はつらつ課

①健康づくりと介護予防の推進

- 情報提供や講習会などを実施し、介護予防の理解促進に努め、高齢者の健康意識の向上を図ります。

②趣味の活動や多世代交流の促進

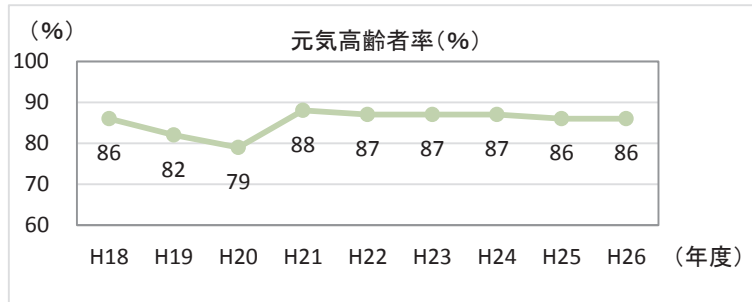
- 老人クラブの活性化の促進や、スポーツ・レクリエーション※、生涯学習活動など、新たな自主活動や交流の場、機会の創出を支援します。

③社会参加と就業の支援

- 高齢者の就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの充実を支援します。

指標	元気高齢者率	
第 1 号被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けていない人の割合		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
86% (H26 年度)	81%	78%

成果指標の推移



資料：長寿はつらつ課

(2) 自立のためのサービスの確立 主担当課：長寿はつらつ課

①介護保険制度の円滑な運用

- 介護保険制度が円滑に運営できるよう、情報の提供に努め、制度の周知・理解の促進に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

②介護サービスの充実

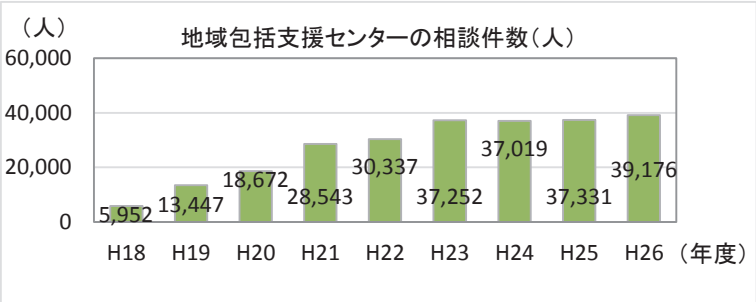
- 在宅介護の充実を図り、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みを推進します。

③福祉サービスの充実

- 健康増進、生活支援及び認知症施策の充実に努めるとともに、介護する家族の支援に取り組めます。

指標	地域包括支援センターの相談件数	
地域包括支援センターに相談に訪れる人の各年の延べ件数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
39,176 件 （H26 年度）	40,000 件	41,000 件

成果指標の推移



資料：長寿はつらつ課

(3) 安全・安心な生活ができる環境の整備 主担当課：長寿はつらつ課

①地域での見守り体制の確立

- 地域の団体と連携し、見守り体制を確立するなど、要援護者の支援の充実を図ります。

②暮らしやすい住まいづくり

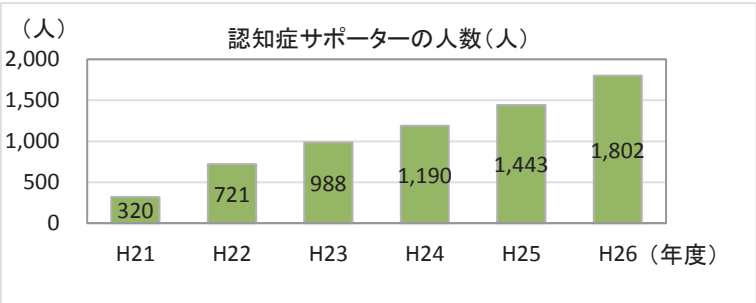
- 住宅改善費の助成などにより、暮らしやすい住まいづくりを支援します。

③高齢者の尊厳の確保

- 成年後見制度※を活用するなど、高齢者の権利擁護※に努めます。

指標	認知症サポーターの人数	
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターとなった人の数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
1,802 人 (H26 年度)	3,500 人	5,000 人

成果指標の推移



注：平成 20 年度以前はデータなし

資料：長寿はつらつ課

3 障害者支援

- (1) 共生社会※の実現
- (2) 地域における自立生活支援
- (3) 自立した社会生活・就労支援

現状と課題

- 高齢化により精神障害のある人など、障害のある人が増加しています。これらの方に対し、必要な障害福祉サービス及び相談支援が提供できる体制の整備が求められています。また、社会参加を促すために、障害の程度に応じて、地域活動支援センターの利用や就労等を促進するため、それらの支援の充実が必要です。さらに、障害者基本法の趣旨等を踏まえ、共生社会※の実現を目指して、「ノーマライゼーション※理念」の普及・啓発を図り、障害及び障害のある人についての理解を深めていくことも必要です。
- 高齢者、障害のある人や子どもが適正な福祉サービスを受けられるとともに、権利擁護※を確保していくための仕組みづくりを検討します。

目指す姿

市民にノーマライゼーション※の理念が普及し、障害及び障害のある人についての理解が深まり、障害のある人となない人が共生できるまちを目指します。また、ライフステージ※に応じた各種相談や情報提供が充実し、地域において、誰もが安心して健やかな生活を送れるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 共生社会※の実現 主担当課：障害福祉課

①ノーマライゼーション※の理念の普及

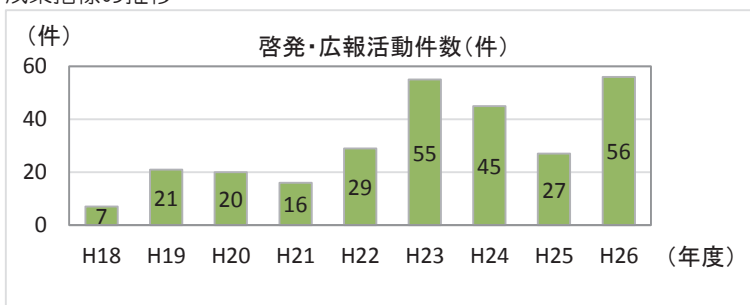
- 障害のある人についての理解を深めるため、ノーマライゼーション※の理念の普及、施策の充実に努め、様々な機会を通して障害の特性に関する情報提供、啓発、広報を行うとともに、障害のある人となない人との交流の機会を広げます。

②権利擁護※の支援

- 障害者虐待防止センターの機能を充実させるとともに、障害のある人が安心して地域で生活できるように成年後見制度※や権利擁護※に関する制度の活用を支援します。
- 障害のある人に対する虐待への対応や障害福祉サービスの利用にあたっての苦情やその解決のための仕組みづくりに努めます。

指標	啓発・広報活動件数	
様々な媒体を活用して行う障害に関する啓発・広報活動件数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
56 件 (H26 年度)	60 件	70 件

成果指標の推移



注：平成 24 年度までは、市広報を月 2 回発行していたが、平成 25 年度以降は月 1 回の発行となった。

資料：障害福祉課

関連する個別計画： 第4次障害者プラン（H24 年度～H28 年度）
第4期障害福祉計画（H27 年度～H29 年度）

（2）地域における自立生活支援 主担当課：障害福祉課

①各種相談及び制度に関する情報提供

- ライフステージ※の各段階に応じ、各種相談や情報提供の充実を図るとともに、必要な保健・医療・福祉サービスが総合的に行える体制を確立します。

②障害福祉サービスの充実

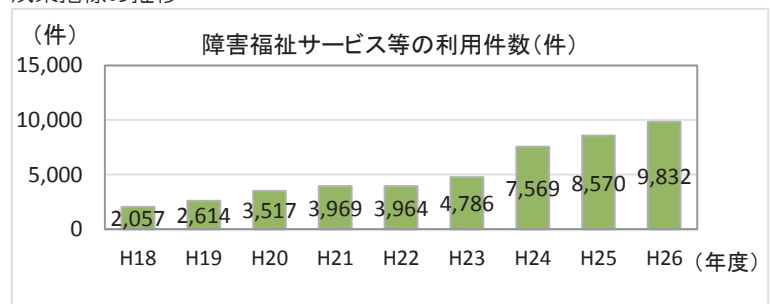
- 障害者総合支援法※に基づく障害福祉サービスの充実を図ります。

③コミュニケーション支援の促進

- 障害のある人の意思疎通、意思伝達支援のための基盤の整備に努めます。

指標	障害福祉サービス等の利用件数	
障害福祉サービスなどの年間利用件数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
9,832 件 (H26 年度)	10,900 件	13,900 件

成果指標の推移



資料：障害福祉課

（3）自立した社会生活・就労支援 主担当課：障害福祉課

①自立生活を支える就労支援

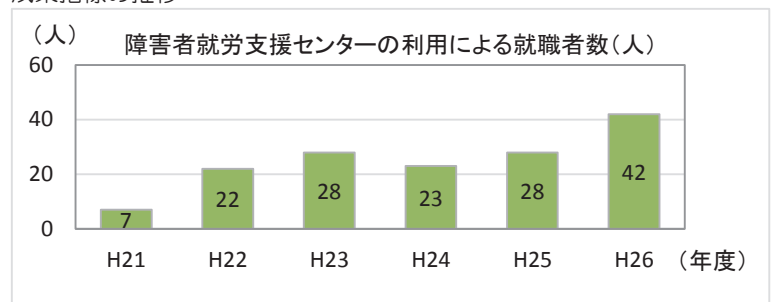
- 民間事業者に対し、広く障害のある人の雇用を働きかける一方、国や県とも連携し、啓発活動を推進します。

②多様な就労機会の確保及び情報提供

- 一般就労が困難な人が利用できるよう、福祉的就労施設※や日中活動施設の確保及び情報提供に努めます。
- 市の就労支援センターや、民間の就労移行支援事業所などと連携し、一般就労を支援します。

指標	障害者就労支援センターの利用による就職者数	
障害者就労支援センターの利用による年間就職者数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
42 人 (H26 年度)	56 人	72 人

成果指標の推移



注：障害者就労支援センターは平成 21 年 10 月に開所したため、平成 20 年度以前はデータなし

資料：障害福祉課

4 地域福祉・社会保障

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会保障制度の運営

現状と課題

- 地域におけるコミュニティ意識の希薄化が進む一方で、福祉サービスを必要とする人たちが、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進する重要性がいわれている状況です。そのような状況の中で、市民の地域福祉についての意識を高め、市民や行政、福祉関係者や市民ボランティアが、お互いに協力して地域の連携を深めていくことは、今後も取り組んでいかなければならない課題として挙げられます。
- 国民健康保険の運営については、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増え続ける一方、加入者は低所得者が多く保険税収入が低迷するなどの影響により、財政状況は逼迫している状況です。このため医療費の適正化や収納率の向上などを図り、制度を安定して円滑に運営することが課題となっています。また、国においては、国民健康保険制度改革が検討されており、今後、都道府県と市町村の役割分担を見直されるなど、国民健康保険を取り巻く環境は極めて流動的であることから、その動向を注視する必要があります。
- 国民年金については、長い老後の生活を、また、万一障害を負ったときに安心して暮らすことができるよう、適正な届出に基づく加入と負担が求められます。このため日本年金機構と連携を図り、市民に制度を正しく理解してもらえるように広報活動や年金相談を通じて、普及啓発を図る必要があります。
- 生活困窮者等については、これまでは主に生活保護法による援助を行っていましたが、新たに施行された生活困窮者自立支援法も踏まえ、様々な内容の相談に対応した情報の提供や助言、援助を行う必要があります。
- 生活保護受給世帯数は、リーマンショック以降、毎年増加しておりましたが、平成 23（2011）年度以降、増加が緩やかになっています。今後も、生活保護受給者の生活の安定と自立に向けて、生活保護制度の適正な実施を行うとともに、相談・指導・支援を充実させていくことが必要です。
- 福祉サービス事業者等の増加に伴い、高齢者、障害のある人や子どもがサービスを適正に受けられ、利用者の権利を確保していくため、保健福祉サービスに対する苦情処理を解決していく取組が必要です。

目指す姿

人と人との交流によって、わけ隔てなく必要な福祉サービスを受けながら、市民が地域とともに生きることができるまちを目指します。

国民健康保険事業が安定して円滑に運営され、被保険者が安心して医療サービスを受けられ健康な生活を送ることができるまちを目指します。

国民年金加入者が年金を受け取れるとともに、生活困窮者が助言や援助により自立に向けた支援を受けられるまちを目指します。

関連する個別計画： 第3期地域福祉計画（H28年度～H32年度）
 第2期特定健康診査*等実施計画（H25年度～H29年度）
 国民健康保険保健事業実施計画（H28年度～H29年度）

具体的な施策

（１）地域福祉の推進 主担当課：福祉課

①地域福祉推進体制の充実

- 第3期地域福祉計画に基づき、様々な地域福祉の担い手の育成及びネットワーク化を進め、体制の充実に努めます。また、市民などの参画を促進します。

②地域における自主的な活動への支援

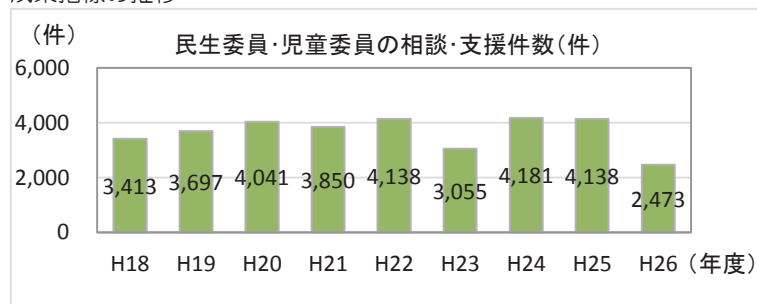
- 地域におけるボランティアの掘りおこしや、参加の促進などを行うとともに、ボランティアセンターなどの機能向上を支援し、地域での活動に関する情報提供などに努めます。

③福祉サービス利用者の権利擁護*

- 高齢者、障害のある人や子どもに適正な福祉サービスを提供するとともに、権利擁護*を確保していくための仕組みづくりを検討します。

指標	民生委員・児童委員の相談・支援件数	
民生委員・児童委員の活動状況		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
2,473 件 (H26 年度)	5,400 件	6,200 件

成果指標の推移



資料：福祉課

（２）社会保障制度の運営 主担当課：保険年金課、長寿はつらつ課、福祉課

①国民健康保険制度の円滑な運営

- 医療保険制度に関する市民の理解を促進し、資格管理、保険税の適正な賦課・徴収及び保健事業などに取り組むとともに、医療費の適正化を図りながら、国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営に努めます。

②高齢者医療制度の運営支援

- 後期高齢者医療制度に関する情報提供に努め、高齢者への周知・制度への理解を促進します。

③国民年金制度の普及・啓発

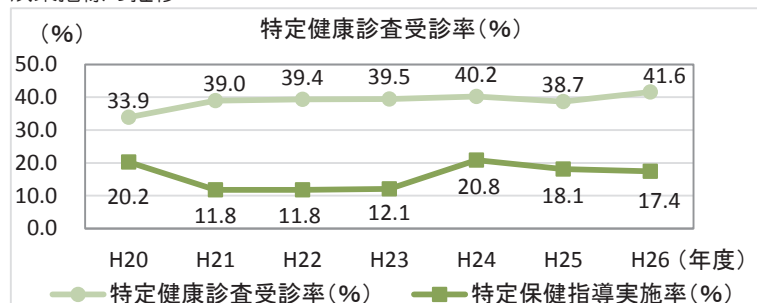
- 国民年金制度を正しく理解し適正な年金給付が受けられるよう、日本年金機構などと連携を図りながら、加入促進及び情報提供・相談体制の充実を図ります。

④生活困窮者などの福祉の充実

- 低所得者・生活困窮者などからの相談の充実に努め、生活困窮者自立支援法や生活保護法などに基づく適切なサービスを提供し、生活の安定と自立の促進に努め、あわせて各種サービスの情報提供に努めます。

指標	特定健康診査※受診率	
受診対象者（国保被保険者で４０歳～７５歳未満）のうち、特定健康診査※を受診した人の割合		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
41.6% (H26 年度)	60.0%	60.0%

成果指標の推移



注：平成20年度から実施のため平成19年度以前はデータなし

資料：保険年金課

5 保健・医療

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 保健サービスの充実
- (3) 医療体制の充実

現状と課題

- 急速な高齢化の進行、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、保健サービスに対する市民のニーズの高度化や多様化などにより、取巻く状況は著しく変化しています。生活習慣や社会環境は健康度に影響を与えることから、地域のつながりを意識し、一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるような事業展開が求められています。
- 市民が、より健康になるためには、日頃から健康増進を図り、病気にならないように予防するほか、重症化しないための取組が必要です。ライフステージ※ごとの健康課題について、市民ニーズを把握し、優先度を踏まえた事業展開となるような工夫が必要です。
- 医療については、「いつでも、どこでも、誰でも」適切な医療を受けられることが必要なことから、一次、二次、三次の救急医療機関ならびに救急医療体制の体系的な整備が求められています。医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、救急医療体制の保持、充実に努めるとともに、医療に関する情報を積極的に提供し、正しい知識の普及啓発を推進していくことが必要です。

目指す姿

保健サービス、健康増進対策をはじめ、救急医療体制や健康危機体制などの環境が整っているまちを目指します。また、市民一人一人が健康づくりの意識や関心を高くもち、主体的に健康づくりに取り組むことで、健康で長生きできるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 健康づくりの支援 主担当課：健康づくり課

①健康づくり活動の促進

- 一人一人が健康の重要性に対する意識の向上を図れるよう、「健康あさか普及員※」の健康づくり活動などを通して、健康づくりに関する情報を積極的に提供します。

②健康づくりの体制整備

- 教育・保健・医療・福祉機関や関係団体と連携しながら、健康づくりと生きがい、社会参画を組み合わせた事業展開を図ることにより、健康で長生きできる（健康長寿）市民を増やすように努めます。

③健康増進センターの利用促進

- 健康増進センターなどを活用した市民の健康づくりに努めるとともに、安全・安心な施設運営と適切な維持管理を行います。

指標	「健康あさか普及員※」の人数	
平成 26 年 3 月策定の「あさか健康プラン 21（第 2 次）」により創設した「健康あさか普及員※」の人数		
現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
67 人 （H26 年度）	350 人	400 人

注：「健康あさか普及員※」は、H26年度から創設したため、過去データなし

資料：健康づくり課

(2) 保健サービスの充実 主担当課：健康づくり課

①母子保健の充実

●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が重要であり、妊娠期からの各種健診や健康相談などとおし、母子保健の充実に引き続き努めます。また、子どもの発育発達に対する支援、虐待予防、未熟児支援、食育の推進など、近年の課題に対する取組の充実に努めます。

②健康増進対策の充実

●各種健診や健康相談、健康教育、訪問指導などの充実を図り、生活習慣病の予防を推進します。

③歯科保健の充実

●健全な歯・口腔機能維持のため、各ライフステージ*における課題に沿った歯科保健事業の充実に努めます。

④精神保健の充実

●自殺予防対策として、知識の普及に努めるとともに、健康相談や健康教育などを通し、心の健康づくりの推進に努めます。

⑤予防接種の充実

●各種予防接種率の向上に努めるとともに、感染症の発生・予防及び拡大の防止に努め、具体的対策と情報提供を積極的に行うことにより、市民の安全・安心に努めます。

⑥健康危機管理の充実

●新型インフルエンザなどの感染症や熱中症、食中毒などについて、市民に対して情報提供を行い、発生予防及び蔓延防止に努めます。また、災害時の対策として救護所や災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営を行います。

指標 女性のがん（子宮頸がん・乳がん）検診受診率

子宮頸がん検診は 20 歳以上の女性
乳がん検診は 40 歳以上の女性

現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
子宮頸がん 17.5% 乳がん 19.2% (H26 年度)	子宮頸がん 50% 乳がん 50%	子宮頸がん 50% 乳がん 50%

成果指標の推移

女性のがん（子宮頸がん・乳がん）検診受診率（%）

年度	子宮頸がん (%)	乳がん (%)
H18	8.7	9.1
H19	10.1	12.0
H20	8.0	11.1
H21	10.1	15.0
H22	9.7	14.5
H23	12.5	14.4
H24	18.8	19.9
H25	16.6	17.8
H26	17.5	19.2

資料：健康づくり課

(3) 医療体制の充実 主担当課：健康づくり課

①地域医療の充実

●関係医療機関との連携を促進するとともに、医療に関する情報を積極的に提供しながら、在宅医療などに対する市民の意識向上を図り、身近な医療から高度な医療までの地域医療の充実に努めます。

②救急医療体制の充実

●救急医療（在宅当番医制、病院群輪番制*、小児救急）体制の保持及び休日・夜間診療の充実に努めます。

③かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発

●医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携します。また、市民に対して普及啓発活動を行います。

指標 乳幼児のかかりつけ医普及率

乳幼児健診の受診児で、かかりつけ医を持っている割合

現状値（年度）	H32 年度目標値	H37 年度目標値
81.1% (H26 年度)	100%	100%

成果指標の推移

乳幼児のかかりつけ医普及率（%）

年度	乳幼児のかかりつけ医普及率 (%)
H23	87.4
H24	84.8
H25	86.0
H26	81.1

注：平成 23 年度から調査を開始したため、平成 22 年度以前はデータなし

資料：健康づくり課